

各 位

会 社 名 **ソレキア株式会社** 代表者名 代表取締役社長 小林 義和 (JASDAQ・コード番号 9867) 問合せ先 役職・氏名 執行役員総務部長 針生 貞裕 電 話 03-3732-1131

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主である佐野純也氏(以下「提案株主」といいます。)より、平成30年6月開催予定の当社第60期定時株主総会における議題について株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の平成30年4月25日付の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- I. 提案株主ならびに本株主提案の内容の概要
 - 1. 株主名: 佐野 純也
 - 2. 議題
 - (1) 剰余金の配当の件
 - (2) 定款変更の件
- Ⅱ. 本株主提案の内容及び本株主提案に対する当社取締役会の意見

本株主提案の内容は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載の項目番号を除き原文のまま掲載し、各々に対し当社取締役会の意見を記載しております。

- 1. 本株主提案の「提案① 剰余金の配当の件」について
- (1)提案内容
 - ①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株当たり、平成30年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額を配当する。(ただし、小数点以下は切り捨てた金額とする。)

総額は、上記の1株当たりの配当金額に平成30年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月に開催される貴社定時株主総会の開催日の翌日

(2) 提案理由

貴社の平成30年3月期第3四半期決算短信によれば、平成29年12月31日現在の連結貸借対照表上、貴社が保有する現預金は約36億円、投資有価証券は3億円以上あります。また、貴社が現在行っている事業は、生産装置を更新する等の設備投資や研究開発に大きな資金を必要とするものではなく、現在の保有現預金等で十分な必要運転資金が確保されているはずです。

このことは、平成29年3月に開始された富士通株式会社(以下、「富士通」といいます。)による公開買付けが成立していた場合、貴社が最大で約20億円もの現金を使って、富士通による公開買付けに応じなかった株主が保有する株式を、強制的に買い取ることが予定されていたことからも明らかであり、行おうと思えば、発行済株式数の3割以上にも及ぶ大規模な自己株取得ができるほど十分な資金余力が貴社にはあります。

以上のとおり、貴社には既に潤沢な現預金等があり、使途がない現金をさらに増加させる必要は全くありませんので、当期純利益の全額を配当として株主に還元することが最も合理的です。加えて、現状でも極めて低い株主資本利益率(ROE)をこれ以上低下させないためにも、収益性の高い成長機会がないのであれば、今後も総株主還元率を100%にし、これ以上純資産が増加することを抑制するべきです。

なお、今回提案する剰余金の配当を行っても、その配当総額は当期純利益の範囲内ですから、貴社の財務状態に大きな影響はなく良好な状態のままです。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を行うとともに、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実に努めることを基本的な考え方としております。

現在、当社では昨年9月に新たに4名の取締役を迎えて、高い収益性を目指した経営改革に取り組んでいるところであります。利益の拡大と持続的な成長を実現するためには、内部留保を充実させ将来に備えることが重要であり、長期的な株主の利益にも資するものであると考えております。

近年のICT分野においては、サーバやパソコンといった製品の国内市場が成熟する一方、クラウド、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)、ビッグデータ等に代表されるデジタルビジネスの台頭が著しく、海外ベンダーを含め競争が激化しております。このような事業環境の中で、新たな市場創出とお客様価値の創造を実現するためには、国内外のビジネス環境を的確に捉え、デジタル技術の進展に伴う新領域ビジネスを牽引してゆける人財の発掘と育成が必要であるとともにインフラ構築技術者の育成が急務となっており、人財の育成や資格取得に継続的な投資が必要となります。また、当社の主要なお客様は民間企業、地方自治体等であり、これらのお客様へのサービスの維持、獲得のためには、中長期的な財務の健全性が確保されていることが重要であると認識しており、内部留保につきましては、急激な経済動向の変化、自然災害等の事業リスクや将来の事業計画に有効に活用するため、柔軟かつ迅速に対応できる水準を維持できるようにしていきたいと考えております。

株主還元においては、過去3回の自己株式の取得の実施及び株主の皆様への安定的な利益 還元を行う方針のもと、大幅な業績悪化時においても配当を実施しております。

このような考え方のもと、平成30年3月期の期末配当につきましては、当社は本年9月に会社創立60周年を迎えることから、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともにご期待にお応えするため1株当たり20円の記念配当を実施することとし、これにより平成30年3月期の1株当たり期末配当金は、普通配当50円に記念配当20円を加えた70円を予定しております。

以上のとおり、当社は、利益の拡大と中長期に亘る持続的な成長を目指した経営改革に一丸となって取り組んでおり、さらなる企業価値の向上に努めているところであります。

経営改革の端緒についたばかりの当社が、本議案にあるような、早急な株主還元を行うことは、経営の計画性と安定性を欠くものと考えます。

従いまして、本議案には反対いたします。

2. 本株主提案の「提案② 定款の変更の件」について

(1) 提案内容

現行定款19条を次のとおり変更する。

現行定款	変更案
第19条 当会社の取締役は15名以内とする。	第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(2) 提案理由

株式会社東京証券取引所による東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2017によりますと、ジャスダック上場会社の取締役の平均人数は6.74人であり、貴社の現在の取締役の人数12名が異常に多いことがわかります。また、貴社の時価総額、業種、事業規模、事業リスクが比較的低い(利益率も極めて低い)事業内容等を鑑みますと、貴社の取締役の人数は上記平均人数よりも少なくていいはずで、最大で7名もいれば十分であると思われます。加えて指摘しにくいことですが貴社取締役には経営に関する能力に疑問を持たざるを得ない方が含まれており、その方々は決して少数派ではなく、取締役会を支配するほどの数であると思われます。(このことの客観的証拠は、長年に渡る業績及び株価の低迷であり、その主な要因の一つは、保守的な資本政策と称した積極的には何もしない政策をとり、中期経営計画や経営戦略もなく、何も考えずに惰性で利益を内部留保に回す、言わば、何もしない経営が行われていることにあると考えます。そして、何もしない理由は、上場会社を経営する上で必要な知識が取締役の多くにないからではないでしょうか。)

取締役の人数の上限を減らすことには、経営に関する能力不足により優れた結果を出せない取締役が、何の責任も取らずに10年、20年とその地位に居座り続けることを防止することにも有効だと思います。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社は、昨年9月に4名の新しい株主側取締役を迎え、利益の拡大と中長期に亘る持続的な成長を目指した経営改革に一丸となって取り組んでおり、さらなる企業価値の向上に努めているところであります。昨年9月まで取締役は9名でしたが、現在は社外取締役4名を含む12名体制としており、これは経営改革を推進するための過渡的な措置であります。このように経営改革の推進、急激な経済動向の変化による経営環境への対応等に、柔軟かつ迅速に対応できることからも、現行定款の規定は維持していきたいと考えております。

企業を取り巻く経営環境の変化はますます速くなりつつあることから、迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理ならびに効率的な業務執行など企業競争力強化の様々な施策の実行が要請される中で、経営に対する豊富な経験・見識を有する社外取締役を含んだ取締役会によって重要事項の決定がなされることで、経営の透明性、健全性が確保されていると考えております。

コーポレート・ガバナンス体制においては、社会・経済環境の変化、グローバルな環境変化に伴い、会社の目的達成に最適な仕組みを構築することを経営上の重要な課題として認識しており、今後もコーポレート・ガバナンス体制の向上に継続的に取り組んでまいります。

従いまして、本議案には反対いたします。

3. 本株主提案の「提案③ 定款の変更の件」について

(1) 提案内容

現行定款20条2「当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。」 を削除する。

にはなりる。	
現行定款	変更案
第20条 当会社の取締役会は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	第20条 当会社の取締役会は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(2) 提案理由

前述の富士通による公開買付けが開始された際、貴社取締役会は、当時の貴社株式の1株当たり純資産が6,600円程度(この1株当たり純資産は貴社の連結貸借対照表上の金額から算出されたものですが、仮に全ての資産を時価評価してこれを求めなおしても、貴社の資産内容であれば、大幅に減少することはないと思います。)であったにもかかわらず、富士通が提示した1株につき金3,500円という異常に低い買付け等の価格による完全子会社化に賛同の意見を表明されました。

貴社が富士通という有名企業の完全子会社になることは、貴社の信用力が大幅に向上すること等により、企業価値向上が期待できますので、貴社取締役会がこれに賛成すること自体はわかります。しかし、理解できないのは、その際の買付け等の価格であり、さらに最も理解できないことは、貴社取締役の中に一人もこの異常な価格による完全子会社化に反対した方がいなかったことです。これは、貴社の取締役の中に、特定の株主ではなく、一般の株主の立場に立って考え、適切な判断ができる方が一人もいなかったことが、その一因であると思われます。したがって、このような取締役会の状態を改善するために、一般株主の視点を有する取締役を選任することが可能となる累積投票制度が使えるようにするべきだと思います。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社は、昨年9月に4名の新しい株主側取締役を迎え、利益の拡大と中長期に亘る持続的な成長を目指した経営改革に一丸となって取り組んでおり、さらなる企業価値の向上に努めているところであります。このように当社では、新しい株主と協調して株主側の取締役を受け入れることを実践しております。一般株主に馴染のない累積投票により特定の株主グループからの賛成票を得た取締役が会社業務の円滑かつ迅速な運営を阻害するおそれなど、デメリットの考えられる累積投票制度によらなくとも、株主視点を持った経営体制で運用できております。

当社の現行定款の規定による取締役選任方法は、選任された各取締役が自らを選任した特定の株主の利益にとらわれることなく、全ての株主の利益のために円滑かつ迅速に会社業務を運営することに資する方法であると考えております。

当社としては、現行定款の規定による取締役選任方法が合理的であるものと考えております。

従いまして、本議案には反対いたします。

4. 本株主提案の「提案④ 定款の変更の件」について

(1) 提案内容

現行定款に以下の条文を追加する。

(ROE を意識した経営)

「当会社は、株主資本利益率(ROE)が8%以上になることを目標にし、その実現に向けて 取締役は最善の努力を行う。」

(2) 提案理由

平成26年8月に公表された経済産業省のプロジェクト「持続的成長への競争力とインセンティブ〜企業と投資家の望ましい関係構築〜」の最終報告書(いわゆる伊藤レポート)では、ROEの水準として8%が最低ラインであり、より高い水準を目指すべきであると指摘し、企業に資本効率を意識した経営への転換を提言しましたが、貴社では未だに保守的な資本政策が採用されていて、ROEを意識した経営が全く行われていないと思われることから、定款に上記条文を加え、ROE向上を目指した経営を行うべきです。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

ROEは、重要な経営指標の一つとして認識しております。

当社は、昨年9月に4名の新しい取締役を迎え、利益の拡大と中長期に亘る持続的な成長を目指した経営改革に一丸となって取り組んでおり、さらなる企業価値の向上に努めているところであります。

当社は現時点においては、営業利益率の向上に重点を置き、目標とする営業利益率を着実に達成することが、結果として ROE 改善に結びつくものと考えております。

会社の定款は、法令の定めに従い、会社の基本的な方針等を定めるものであり、特定の経営指標や個々の経営判断に関する事項を定めることは、その性質に馴染まないものと考えております。なお、当期中には中期経営計画を発表し、この計画を達成できるよう努力していきたいと考えております。

従いまして、本議案には反対いたします。

5. 本株主提案の「提案⑤ 定款の変更の件」について

(1)提案内容

現行定款に以下の条文を追加する。

(政策保有株式の売却)

「当会社が、本条文を追加する定款変更の効力が発生する日現在、政策保有している上場株式を第61期中に全て売却する。」

(2) 提案理由

今年3月末に公表されたコーポレートガバナンス・コード改定案「原則1-4」では、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容を開示すべきであるとされています。このコード改定案「原則1-4」の精査・検証が、一般の株主に対して、誠実に行われるならば、現在の政策保有を正当化できる株式は貴社には一つもないという結論になるはずです。(貴社が政策保有している株式は、その発行会社の規模と比べて非常に少ない株数なので、保有に伴う便益などあるはずがないというのが主な根拠です。)

しかし、長年、業績及び株価を低迷させているにもかかわらず、居座り続ける取締役にとっては、政策保有株式は保身のための株式の持ち合いという側面が強く、自らの地位を危うくする持ち合い解消を決断することは難しいと思いますので、定款に本条文を加え、政策保有株式の売却を確実にするべきと考えます。

また、ROE 向上を目指す観点からも収益につながらない遊休資産を現金化し、収益性の高いプロジェクトへの投資を検討するべきであり、仮にそのような経営計画・投資案件が全くないのであれば、自社株買い等で株主に還元するべきです。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

当社は、現在保有する政策保有株式につきましては、現時点において、安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上や経営の安定に資するものと判断しております。また、保有株式には特段のリスクはなく、これを売却して一時的な収入を得ても経営の質的な向上につながらないと考えております。

ROE の向上につきましては、上記4. (4) に記載のとおり、現時点においては、営業利益率の向上に重点を置き、目標とする営業利益率を着実に達成することが、結果として ROE 改善に結びつくものと考えております。

提案内容は、定款の性質に馴染まないとともに、今後の株式投資全般も制約しかねず、柔軟な事業提携や協業等への投資を阻害するものであると考えます。

会社の定款は、法令の定めに従い、会社の基本的な方針等を定めるものであり、特定の経営指標や個々の経営判断に関する事項を定めることは、その性質に馴染まないものと考えております。

従いまして、本議案には反対いたします。

6. 本株主提案の「提案⑥ 定款の変更の件」について

(1) 提案内容

現行定款に以下の条文を追加する。

(取締役会の株式に対する責務)

「取締役会は、当会社が上場会社である意味を理解し、当会社株式が株式市場で活発に取引が行われる環境を整備する責任を有し、当会社株式の株価や出来高、売買注文の状況等を注視し、株式の流動性が不足している場合は速やかに適切な投資単位の引き下げを行わなければならない。」

(2) 提案理由

貴社の株式構成を調べるとわかると思いますが、現在、貴社株式を株式市場で取引しているのはほとんどが個人投資家であるはずです。これは貴社の時価総額が小さすぎることや株式の流動性が極めて低いこと等により運用機関が保有する大きな資金を入れることは事実上不可能であるからです。このような現状を鑑みますと、貴社株式が、株式市場において、適正な価格で取引されるためには、個人投資家が売買しやすい投資単位であることがとても重要になります。現在、仮に、貴社株式が1株当たり純資産と同額で取引される場合、100株単元でありますから、貴社株式を購入するためには最低でも約67万円が必要となります。この金額は個人投資家にとって高額であり、投資することを躊躇してしまう要因となり、それによって、買い需要が減少して株価が低迷するのです。したがって、貴社株式が1株当たり純資産と同程度で評価された時に、100株が最低でも10万円を下回る程度の金額になるように株式分割を行って投資単位を引き下げるべきです。

なお、本提案は、株式市場で株式を買付けた一般の株主を軽視せずに、適切な株価対策を 行って経営されている他の多くの上場会社には全く必要ないものでありますが、一般株主を 軽視し、低い流動性による大幅な株価のディスカウントを何の対策も講じず、長年放置し黙 認し続けている貴社においては必要であるから提案しています。

(3) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 反対の理由

提案内容の株式分割による投資単位の引き下げにつきましては、当社の株主構成がどのように変化し、当社にどのような影響を与えるかについて正確には予測し難いものがありますので、総合的に判断していくことが重要であると考えております。

なお、会社の定款は、法令の定めに従い、会社の基本的な方針等を定めるものであり、特定の経営指標や個々の経営判断に関する事項を定めることは、その性質に馴染まないものと考えております。

従いまして、本議案には反対いたします。

当社取締役会といたしましては、中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化すべく、全力を尽くしてまいります。株主の皆様には、当社の企業価値向上の取り組みに対するご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

以上